

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>知事の上京時の移動手段として、県公用車を使用しているが、東京事務所には公用車の運転及び整備等を行う職員が配置されていないため、運行等に関する業務を委託する必要がある。また、当該業務は以下の特殊性を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上京時の公務は過密スケジュールとなりがちであり、度々急遽の用務も発生するため、時間に正確かつ臨機応変な公用車の運行が求められる。このため、都内の地理を熟知し、刻々と変化する交通事情に精通していることは勿論、首相官邸や皇居といったある意味特殊な場所への出入りにも難なく対応できる能力が必要である。</li> <li>・知事の安全かつ円滑な移動を確保するため高度な技術と豊富な実績のほか、健康であり、危機管理面における細心の配慮を行える者が求められる。</li> </ul> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本業務を遂行するにあたり必要となる業者の要件に加えて、本業務に必要な要件を満たす運転手の配置が可能な業者を選定したところ、該当する業者は1者であった。</p> <p>当該事業者は、的確な運転技術で安全運転を徹底するなど、適正に業務を履行しており、契約書に掲げる事項を誠実に遵守しているところである。</p> <p>また、配置される運転手は、都内の民間企業や行政機関で専属運転手に従事した経験を有し、都内の地理や交通事情に精通していることはもとより、首相官邸や皇居等の出入りにも慣れている。正確で安定した運転業務を行うことができ、時々刻々と変化する運行状況においても、常に柔軟な対応を可能とするなど非常に能力が高い。</p> <p>当該業務を遂行するには、定時制や安全性の確保、さらには危機管理の徹底、機密の保持などが必要不可欠であるが、現在の契約先が有するこれらの実績や蓄積されたノウハウを活用することによって、その特殊性に十分配慮した運行業務を確実に履行すること</p>

	ができる。 このため、都自動車(株)を契約先とする。
--	-------------------------------

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。